

業界雑報

我国屑鐵の所有量

戰時物資活用協会主幹 横山正一氏談

(前略) 我國にどの位の屑鐵が貯蔵されてゐるかといひますと、これは勿論、正確な數字ではありませんが、我國で過去50年間に消費した鐵材は約6千萬噸と見られてゐますから假に鐵材の壽命を30年と考へて残る20年分だけの消費量はまだ國內の何處かに生きてゐると考へてよいのですが、然しこの20年分の消費量もその多くは埋没したり減失したりしたものとして、正味20分の多くが残つてゐることは確實です。(後略)(東京中外 9月3日)

石炭標準規格を緩和

10月1日より實施

石炭品位取締規則による現行石炭標準規格はさる3月27日の第2回改正により頗る厳重となつたが、最近における石炭消費の實情及び輸送力逼迫に鑑み現行標準規格を緩和することとなり6日附官報をもつて告示し10月1日より實施するが改正の要點は次の如くである。

1. 石炭規格の單純化 今回の改正に於ては一般用炭中1回の荷渡數量1噸以上の場合に在つては甲號(九北炭)全28級を全9級に、乙號(常磐炭)全23級を全6級に、丙號(宇部炭)全21級を全6級にそれぞれ整理し、また右の改正に伴ひ1回の荷渡數量1噸未満の場合をも改正した。次に無煙炭は號を廢して級のみとし、煉石も號を廢し級は2級増加した。なほ原料用炭及びガス發生爐用炭は現行通りである。

1. 商工大臣の指定したる石炭の品位の改正 規則第4條の規定により賣渡を許可せらるゝ石炭の最低品位も右の規格改正にともない、例之九北炭は灰分100分の45を100分の42.5、常磐炭は灰分100分の44.5を100分の43にそれぞれ改正された。なほ宇部炭は現行通りである。發熱量に付いては各炭を通じ變更はない。

1. 鉛柄賣炭の追加 鉛柄賣買によるべき石炭は從來原料用炭のみであつたが、規格外炭も鉛柄賣買によるべきこととした。

(9月6日)

鑄物職長講習會 10月4日より3日間開催

主宰 職長教育指導協会

後援 陸・海軍・厚生省

講師 石川登喜治、石川蒸、武内武夫、瀧澤七郎、松浦春吉の各氏 (9月9日)

八幡製鐵所の電氣爐等竣工

八幡製鐵所では電氣爐の増設を急ぎつゝあつたが今回大型電氣爐1基の竣工をみ、3日縣の竣工検査を無事終了したので作業許可あり次第操業開始の豫定である。

なほ同所がかねて増設中であつた戸炳第一壓延課熱帶鋼工場及び戸畠鋼線工場の2工場は今回漸く竣工、戰時下鐵の大増産に重大役割を果す事になつたので来る10日午後2時から鋼線工場、同3時から熱帶鋼工場で關係方面を招いて操業式を舉行することとなつた。

(福岡日日 9月6日)

鐵鋼回収實施要綱決定 (9月11日)

宍道湖の砂鐵採取着手

出雲砂鐵業所に於て10月より着手する砂鐵採取法は宍道湖底の砂(砂鐵及びチタン含有量表面より深さ1尺の所で3%, 2尺で5%, 3尺で7%以上)をサンド・ポンプで吸ひ上げ猫流しに依づ

て1日15t以上の砂鐵を取得せんとするもので廢砂は埋立に用ひんとする。(大毎9月11日)

滿洲諸社も會員並に鐵鋼統制會への加入問題解決せん

(記事省略)(東朝9月11日)

北支銅鐵値上げ

北支銅鐵は生産擴充の結果、本年度に入つてから日本及び中支の要望に應じ、相當量の輸移出を開始し、なほ多量の銅鐵を地場向けとして供給しつゝあるが、最近の石炭値上げその他諸物價の昂騰、コスト高によつて地場向け販賣價格の値上げを行ふことになり、9月10日より一齊に實施した、値上げ率は從來より平均約2割で、これでも各礦業社は投下資本金利だけで利潤を省みず生産原價をもつて賣却することになつてゐる。改訂された北京における價格は1號1,257圓、2號1,250圓、3號1,243圓、荒銅228圓となつてをり、各都市もほゞ同様な價格である。(東朝9月11日)

五勅令案可決

9月11日の總動員審議會に附議可決された5勅令案要綱主題は次の通りである。

労働の調整に關する勅令案要綱

國民徵用令及び國民職業能力申告令中改正に關する勅令案要綱

重要事業場の勞務管理の監督に關する勅令案要綱

國民勤労報團體に關する勅令案要綱

發送電と東北振興電との合併に關する勅令案要綱

鐵鋼統制會下部機關改編

鐵鋼統制會が重要產業團體令に基き法的團體として再出發するにあたり、從來原料並に配給部門が數個の會社に分れて圓滑なる統制業務に種々支障を來しつゝあつたのにかんがみ、11日の理事會に於て此際これら兩部門にわたり晝期的大改編を斷行することに方針を決定した。即ちこれらの諸會社の株式はすべて業者が所有しており、とかく業者の利益代表機關として統制會の意向が直接これらの會社に透徹することが困難なることが明かとなつたので、これら諸會社はすべて統制會が買收し、その下部機關とすることとなつたものでその詳細は次の通りである。(以下省略)(東朝9月12日)

製鋼原鐵に獎勵金

屑鐵の輸入難に對處するため屑鐵の代替品たる製鋼原鐵たゞれば海綿鐵、粒鐵などの生産を保護し增産促進をはかるため、商工省では獎勵金を交付することとなり16日附製鋼原鐵製造獎勵金交付規則を公布即日實施する。本規則の對象は製鐵事業法および製鐵設備制限規則の適用を受くべき製鐵業者全部で全國約30社に達する。なほ獎勵金は臨時部製鐵業獎勵金豫算より支出し16年度は200萬圓をあてる。同規則および獎勵金交付の規格、獎勵金額は次のとし ◇製鋼原鐵製造獎勵金交付規則

第1條 商工大臣は製鋼原鐵の製造を獎勵するため次に掲ぐる製鋼原鐵の製造事業を營むものに對し本則により毎年度豫算の範圍内において獎勵金を交付す

(1) 海綿鐵 (2) 粒鐵または粗鋼(純鐵及びショットを含む) (3) 合ニツケル特殊鐵または含クロム特殊鐵 (4) その他商工大臣に於て適當と認むるもの

前項各號に掲ぐる製鋼原鐵は鐵鋼または砂鐵より直接製造したるものに限る

第2條 奨勵金は前條第1項各號に掲ぐる製鋼原鐵にして商工大臣の指定した規格に該當するものにつきこの製造數量に應じこれを交付す。たゞ一つの工場における製造數量は月平均100噸に達

せざる場合はこの限りにあらず。前項の製造数量1噸につき交付する獎勵金の額は商工大臣これを告示す。

第3條 以下手續規定省略

◇製鋼原鐵製造獎勵金交付及び獎勵金額(1噸當り)

1. 海綿鐵 鐵鋼より製造する場合にありては金屬鐵含有量 1000 分の 700 以上にして炭素含有量 1000 分の 10 以下、砂鐵より製造する場合にありては金屬鐵含有量 1000 分の 630 以上にして炭素含有量 1000 分の 10 以下(15圓以下)
2. 粒鐵または粗銅(純銅及びショットを含む) 金屬鐵含有量 1000 分の 900 以上にして炭素含有量 1000 分の 17 以下(20圓以下)
3. 合ニッケル特殊鐵または合クロム特殊鐵 金屬鐵含有量 1000 分の 800 以上、且ニッケルまたはクロムの含有量 1000 分の 10 以上にして炭素含有量 1000 分の 20 以下(25圓以下)

(大朝 9月 16日)

金属礦業聯合會のマンガン礦増産對策意見書提出

金属礦業聯合會ではこのほどマンガンの増産對策を決定したので 15 日左近司商相並に關係局長にあて、それぞれ次のとく意見書を提出した。

1. 増産對策として休眠礦區の開發は最も緊要事なるをもつて官民協力し、いやしくも開発可能なるものに對しては、最高度の助長策を講じ、速かに稼行に邁進せしむるを要す。

1. 低品位礦石の用途の發見、並に品位引上げ方法の研究につき、帝國滿鐵株式會社その他業者において努力すべきはもちろんなも、當局に於ても積極的な援助を與へられんことを要望す。

1. マンガン礦配給統制の結果は、製鐵、製鋼業者のマンガン採掘業者との提携乃至は自家採掘に對する熱意を減殺せしむるの傾向無しとせざるも、資本力の大なる製鐵、製鋼業者がむしろ從來以上に採掘に熱意を持ち、積極的に協力することは増産途上絶對的必要なる事柄なるをもつて、これ等業者が採掘より乘離せんとする傾向を防止し、積極的に乘出し得るやうマンガン礦配給統制の運用その他において特に考慮せられんことを要望す。

1. 出荷を可及的迅速ならしむるため貨車、船舶の配給は勿論、特にトラック並に山元における索道の施設等につき、これが燃料及び資材の供給につき特別の考慮ありたし。

1. 増産獎勵金及び助成金につきては、なほ具體的に研究する要あるも、差當り機械化獎勵金の適用範圍を擴大せられんことを要望す。

1. 一般にマンガン業者は資力少く、これが探鉱の完壁を期すること困難なるをもつて、探鉱獎勵金の増額を要望するともに、その支給方法の簡易化を切望す。

1. 企業合同、企業共營の問題は漸次地域ブロック的に共營の實を擧げたきも、當局に於てもこれが促進につき協力ありたし。

(東朝 9月 16日)

滿炭系諸炭礦北支側に遊休資材を譲渡

(記事省略) (東朝 9月 16日)

中山製鐵第2熔鑄爐火入

9月 16 日午前 10 時より舉行した。(9月 17 日)

滿支外國法人の鐵鋼統制會加入

關係當局間で方針決る。(記事省略) (蒙疆新聞 9月 19日)

本溪湖煤鐵宮ノ原高爐完成

10月中旬火入豫定。(滿洲日日 9月 26日)

鐵製品製造制限規則

更に 150 種を追加指定せり。(9月 22日)

鑄物統制協議會を設置

業者も 2割程度に整理 工作機械、内燃機關、自動車、鐵道車輛に關する鑄物工業整備については、さる 1日の商工省機械局長の通牒により、日本鑄工聯傘下鑄物業者のうち技術設備の優秀なものを指定し、指定業者をもつて日本鑄工聯内部に工作機械鑄物、内燃機關鑄物、自動車鑄物、鐵道車輛鑄物の四部會を設置することとなつたが、これが運営の圓滑を期するため、日本鐵工聯中に鑄物統制協議會を四部會と並行して 4業種につき設置することとなり、25日機械局長名をもつて地方長官、關係各省團體に通牒した。(後略)

(東朝 9月 26日)

新規格に對應せる下期石炭價格決定

價格形成委員會で答申。(記事略) (9月 28日)

大同製鐵株式會社は富永鋼業株式會社を合併せり

(10月 1日)

廢品回収の心得

豫て本誌第 2 號に「高速度鋼屑より特殊金屬回収に就て」なる論文を發表されたる日本高周波重工業北品川工場工場長菊池麟平氏は東朝 10 月 1 日紙上に於て次の如く述べてゐる。

私の工場では廢品回収に先立つて節約資源愛護を考へ、それも有形のものばかりでなく空間、労力、時間、精神力などの節約を考へ徹底的に實行してゐます、これを家庭にもおよぼして行きたい。廢品回収には思ひつきでなしに組織立つた方法で徹底的にやることが必要だと思います。自由主義時代には商戦の武器であつた看板などもその意義を失つたのですから、その點を明かにしたら人々は喜んで供出來るでせう。この工場は精鍛、製鋼、加工と部門が多いので廢品も多いが、これを以上の趣旨で發見、分類、處理と手際よくやつてゐます。

鐵鋼原料統制會社創立

鐵鋼統制會では 9月 11 日の理事會に於て鐵鋼原料配給機構の改編を斷行し、統制會社を統制會に於て買收しその下部機關とする方針を決定したが、右に基きこの程鐵鋼原料配給機構改革整備要綱(新會社設立要綱)を決定したので日本鐵鋼原料統制會社では 30 日午後 2 時丸の内第二鐵鋼會館に臨時總會を開催、日滿鐵鋼販賣會社を合併し社名を鐵鋼原料統制會社と變更することに決定、日滿鐵鋼販賣は解散し同社業務中銑鐵に關する業務は新會社に引繼ぐと共に滿洲より輸入の半製品に關する業務も當分の間新會社が取扱ふこととなつた。右に依り鐵鋼原料配給部門は新會社に一元的に統合を見ることとなつた。新會社役員下の加し

△社長 小日山直登△常務 大屋幾久雄△取締役 淺野良三、三溝又三、桃木長治、藤澤勇次△監査役 渡邊義介、梅根常三郎

(中外 10月 1日)

工業品規格統一調査會に於ける

9月中に開催の委員會並に打合

會及びその議題(16 規格號外)

1. 第 1 部第 1 委員會第 2 小委員會(17)

1. クロムモリブデン鋼 2. 線材の改正 3. 打刃物鋼 4. ニッケル鋼の改正 5. 永久磁石

2. 第 1 部第 2 委員會小委員會(11, 12) 2 回 2 日

ホワイトメタル分析方法

3. 4. 第1部第2委員会第2小委員会(5, 26)

1. アルミニウム板
2. バネ用磷青銅板
3. シルジン青銅
4. ホワイトメタルその他の夾雜物の表示案
5. 弹性磷青銅板
6. シルジン青銅現行規格一部改正
7. ガス用鉛管の寸法
8. 一般用鉛板の寸法
9. 一般用鉛管の寸法
10. 鉛線の寸法

5. 第2部第12委員会(25)

臨時日本標準規格石油製品規格改正

6. 第2部第25委員会(26)

1. 人絹パルプ
2. 人絹パルプの試験方法
3. 委員長互選の件

7, 8. 第3部第2委員会(9, 18)

1. 集魚灯用電球
2. 水上集魚灯用笠
3. 電氣集魚灯

9, 10. 第3部第4委員会(18, 25)

1. 集魚灯用キャブタイヤケーブル
2. 自動車用高壓電線

11. 第3部第10委員会(10, 24, 26) 3回3日

腕木

12. 第3部臨時第2委員会(6, 29) 2回2日

フェノールレジン積層棒外7件

13. フェノールレジンに関する打合會(6)

14. 安全灯に関する打合會(8)

15. 漁業標識灯用蓄電池並に電氣車動用蓄電池に関する打合會(11)

16. 電氣集魚灯及び漁業用標識灯電球に関する打合會(9)

17. 安全灯用キャブタイヤコードに関する打合會(17)

18. 第4部第1委員会第3小委員会(18)

19, 20. 第4部第4委員会第2小委員会(2, 19)

1. 丁溝フライス
2. 鋸フライス
3. ネヂ溝フライス
4. 半月キー溝用フライス

21. 第4部第12委員会(1, 16) 2回2日

1. 自動車用呑口
2. 自動車用ゴム管締金
3. 自動車用バネ座金
4. 自動車用爪付座金
5. 自動車用舌付座金

22, 23. 第4部第13委員会(22, 26)

1. 鋼材用電弧溶接棒
2. 電弧溶接工の技倅検定規格
3. 被覆溶接棒心線

24, 25. 第4部第16委員会(4, 30)

1. 工作機械部分品
2. 工作機械に使用するネヂ
3. ラヂアルボール盤の精度検査

26. 第4部臨時第4委員会(30)

丸釘

27. 自動車部分品に関する打合會(8)

28. 整理委員會(第1, 第2)(4)

- 機関車用繼目無钢管規格改正外 23 件 (整理第1委員會提出)
熔化質衛生陶器外 38 件 (整理第2委員會提出)

以上

昭和16年9月中に発布された
主要法令目次

	號	事項	日付	官報頁
閣 令	19	重要産業團體令施行規則	1	1
"	20	回収物件及施設指定規則	1	4
商 工 省 令	76	鐵鋼需給統制規則中改正	1	14
"	77	金属類回収令施行規則	1	14
"	79	製鋼原鐵製造獎勵金交付規則	16	433
"	82	鐵製品製造制限規則	22	638
"	83	カーバイド配給統制規則中改正	27	782
"	84	石炭配給調整規則中改正	30	845
厚 生 省 令	43	國民職業能力申告令の要申告者 に関する申告方	18	534
"	44	労務動態調査規則の規定に依る 報告の特例に關する件	24	671
"	45	賃金統制令施行規則中改正	25	706
朝鮮總督府令	208	朝鮮重要礦物增產令施行規則中 改正	1	17
"	209	稀有元素を含有する礦物指定	1	17
厚 生 省 訓 令	10	國民労務手帳及國民登録事務取 扱規程の特例に關する件	18	534
"	11	労務動態調査事務取扱の特例に 關する件	24	671
商 工 省 告 示	761	鐵鋼需給統制規則に依る指定中 改正	1	20
"	762	鐵鋼需給統制規則に依る配給統 制機關指定中改正	1	20
"	763	同上	1	20

商 工 省 告 示	764	鐵鋼需給統制規則に依る團體指 定中改正	1	20
"	765	鐵屑配給統制規則に依る團體指 定中改正	1	20
"	778	鐵鋼需給統制規則に依る團體指 定中改正	4	105
"	784	石炭規格改正	6	195
"	785	石炭品位取締規則に依り石炭指 定改正	6	196
"	786	石炭品位の指定改正	6	196
"	802	銅索の最高販賣價格指定	10	297
"	810	鐵線、亞鉛引鐵線及釘の最高販 賣價格指定	12	360
"	811	クロム塗類の販賣價格指定中改 正	13	392
"	819	製鋼原鐵製造獎勵金交付規則に 依り規格指定	16	436
"	820	製鋼原鐵製造獎勵金交付額	16	436
"	823	フェロアロイの最高販賣價格指 定	16	439
"	848	鐵製品製造制限規則に依り物品 指定	22	641
"	871	鐵鋼品の最高販賣價格及鍛造最 高加工費指定	29	814
厚 生 省 告 示	404	賃金統制令に依り工場、礦山に 於ける平日時間割賃金指定	11	328
"	405	賃金統制令第14條第1項の賃 金に含まれる手當指定	11	332